

C S F 衛生管理再生緊急支援事業実施要綱

| | |
|------|-----------------------|
| | 令和元年7月3日付け元農畜機第2228号 |
| 一部改正 | 令和元年8月1日付け元農畜機第2891号 |
| 一部改正 | 令和元年9月12日付け元農畜機第3655号 |
| 一部改正 | 令和元年9月17日付け元農畜機第3712号 |
| 一部改正 | 令和元年12月5日付け元農畜機第5273号 |

平成30年9月、我が国において、26年ぶりにC S Fが発生し、岐阜県、愛知県等の養豚施設において断続的に発生が確認されるとともに、野生イノシシにおいても感染が確認されているところである。

これを受けて、C S Fの発生予防に重要な養豚施設の飼養衛生管理基準の遵守について強化するとともに、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布を実施しているが、感染イノシシが確認されている地域では、引き続き野生イノシシを介したC S Fウイルスの拡散が懸念されている。

このような中、周辺の養豚経営体が将来にわたって安心して生産に取り組む環境を整えていくためには、愛知県等の感染イノシシ確認エリア周辺等の養豚施設において、一時的に農場の空舎期間を確保し、バイオセキュリティの向上を図ることが重要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、地域の衛生管理再生緊急支援にかかる計画に基づき、養豚経営体での飼養豚の早期出荷や効率的かつ確実な施設構造の改変等の施設整備等を図る事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって地域における畜産業の復興に資するものとする。

この補助事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体等

1 事業実施主体

この事業の各県における事業実施主体は、別表に掲げる者とする。

2 取組主体

取組主体は、養豚経営体を直接の構成員とする事業実施主体又は生産者集団等とする。

- (1) 生産者集団等は、養豚業を営む者（3戸以上）で構成される地域の生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人とする。
- (2) 生産者集団は、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているものとする。
 - ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
 - イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項
 - ウ 養豚の振興に関する事項
 - エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
 - オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

第2 定義

1 緊急支援計画

- (1) 取組主体が策定する、安定的な養豚経営に向け、地域のバイオセキュリティ向上を促進するための計画であって、次に定める内容を記載するものをいう。
 - ア 緊急支援計画の達成に向けた養豚経営体の役割分担
 - イ 緊急支援計画の対象とする地域
 - ウ 地域のバイオセキュリティを向上させるための以下の取組に関すること。
 - (ア) 早期出荷等クリアリング支援
 - (イ) 飼養衛生管理強化支援
 - (ウ) 経営再開支援
 - (エ) ハイリスク地域等衛生管理強化支援
 - (オ) 繁殖雌豚再導入支援
- (2) 取組主体は、緊急支援計画の策定に当たっては、2の衛生管理協議会の指導・助言を得て行う。また、事業実施主体及び県を通じて、農林水産省消費・安全局動物衛生課に協議するものとする。また、これらを変更する場合も同様とする。

2 衛生管理協議会

衛生管理協議会は、県内の養豚経営体、県及び県内関係機関等の職員をもって構成するものとし、取組主体が緊急支援計画を策定するに当たって指導助言等を行うものとする。

3 対象地域

この事業の対象となる地域は、農場へのCSFウイルスの侵入リスクが高いとして農林水産省消費・安全局動物衛生課から事業実施主体に通知された地域とする。

ただし、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づくワクチ

ン接種プログラムの農林水産省による確認日以降、当該確認日以前に県に提出された緊急支援計画において本事業への参加農場として既に位置付けられている農場を除き、同防疫指針でいう接種区域（ワクチン接種命令の対象となる区域）内の農場が本事業に新たに参加することはできないものとする。

4 事業対象者

この事業の対象者は、1の緊急支援計画に基づき、第3の事業に取り組む養豚経営体であって、取組主体に事業参加を申し出、承認された者とする。

第3 事業の内容

この事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手續等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 早期出荷等クリアリング支援事業

養豚施設に空舎期間を確保するため、早期出荷又は淘汰を行った場合の早期出荷促進費を交付する事業であり、別添1のとおりとする。

2 飼養衛生管理強化支援事業

飼養衛生管理を強化するため、緊急支援計画に基づく施設整備等について支援する事業であり、別添2のとおりとする。

3 経営再開支援事業

1の事業により、空舎期間を設けた養豚経営体が、1の事業を行った養豚施設で経営再開を行った場合に、経営中止期間中の固定費に充てるための経営再開支援金を交付する事業であり、別添3のとおりとする。

4 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

対象地域の飼養衛生管理レベルの高位維持のため、通常の衛生管理以上の取組を行う際に必要となる消毒薬、殺鼠剤等の衛生資材の掛かり増し分を導入・備蓄する場合に支援する事業であり、別添4のとおりとする。

5 繁殖雌豚再導入支援事業

緊急支援計画に基づき、1の事業により、繁殖雌豚の出荷又は淘汰に取り組んだ養豚経営体が、経営再開するために必要となる繁殖雌豚の導入について支援する事業であり、別添5のとおりとする。

第4 事業の推進指導等

1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、県、関係機関及び関係団体との連携に努め、生産者集団等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に務めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 取組主体は、事業実施主体の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

3 県知事（本事業の対象となる養豚経営体が所属する事業実施主体又は生

産者集団等の主たる事務所の所在地を管轄する県知事をいう。以下同じ。)は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

4 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業対象者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

5 環境と調和の取れた農業生産活動

事業実施主体は、第3の事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業に参加する養豚経営体及び事業を実施する生産者集団等に対し、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう指導するものとする。

ただし、事業に参加する養豚経営体がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和元年7月3日付け元農畜機第2228号）
この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則（令和元年8月1日付け元農畜機第2891号）
この要綱の改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月12日付け元農畜機第3655号）
この要綱の改正は、令和元年9月12日から施行する。

附 則（令和元年9月17日付け元農畜機第3712号）
この要綱の改正は、令和元年9月17日から施行する。

附 則（令和元年12月5日付け元農畜機第5273号）
この要綱の改正は、令和元年12月5日から施行する。

別表

| 県 | 事業実施主体 |
|-----|-----------------|
| 富山県 | 公益社団法人富山県畜産振興協会 |
| 長野県 | 一般社団法人長野県畜産会 |
| 岐阜県 | 一般社団法人岐阜県畜産協会 |
| 愛知県 | 愛知県養豚農業協同組合 |
| 三重県 | 一般社団法人三重県畜産協会 |